

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和3年4月22日

秋田市長 穂積 志

1 入札に関する事項

(1) 契約番号・名称	園芸他第1号 秋田市園芸振興センター公用車賃貸借（軽貨物自動車）
(2) 仕様書等	別紙のとおり
(3) 納入場所	秋田市仁井田字小中島111番地1
(4) 納車日	令和3年8月2日（月）
(5) 入札参加要件	① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。 ② 当該賃貸借物品に関し、迅速なメンテナンス等の体制が整備されていること。 ③ 当該賃貸借物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。 ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥ 市税に滞納がないこと。 ⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	令和3年4月22日（木）から令和3年4月28日（水）まで （土曜および日曜を除く、午前9時から午後5時まで）
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部産業企画課（本庁舎3階）
(7) 指名（非指名）通知	令和3年5月6日（木）にFAX又はメールで通知（予定）
(8) 入札	
日時	令和3年5月10日（月） 午前11時00分
場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-A
最低制限価格	設定なし
(9) 契約日	令和3年5月14日（金）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申し込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書【様式 1】

(イ) 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和 3 年 3 月 1 日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、あるいは徴収猶予許可通知書等）（写し可）

(ウ) 登記簿謄本（写し可）※申込日から 3 ヶ月以内に発行されたもの

(エ) 誓約書【様式 4】

(オ) 1 (5)②に関するアフターサービス・メンテナンス体制【様式 7】

(カ) 1 (5)③に関する仕様書要件報告書【様式 8-1】

イ アの(ア)、(エ)、(オ)および(カ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合があります。その場合は、非指名通知によりその旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAX 又はメールで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 当日は当部所管の入札を 2 件行います。指名通知に記載の時刻まで、遅れずにお越しください。

ウ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

エ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。

ただし、最低制限価格が設定されている場合は、当該最低制限価格以上の価格をもって入札した方のうち、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。

なお、最低制限価格は、予定価格の 10 分の 6 以上の範囲で設定します。

オ 入札執行回数は、2 回を限度とします。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

なお、入札書には代理人の印を押印してください。

キ 地方自治法第 234 条第 3 項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合があります。

3 契約に関する事項

- (1) 秋田市と納入業者との間で契約を締結します。
- (2) 賃貸借期間は、令和 3 年 8 月 2 日から令和 9 年 8 月 1 日までとします。
- (3) 契約締結後から令和 3 年 7 月 30 日までは、賃貸借物品の準備期間とします。
- (4) 賃借料は、当該月分を翌月以降に支払うものとします。

4 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当
電話 018-888-5724
- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問い合わせ先
秋田市園芸振興センター 園芸振興担当
電話 018-838-0278